

ガーデンハウス藤沢台第2住宅建築協定

概 要

- ① 協定区域内において、建築物を新築又は増築することを禁止する。ただし、各住戸専用敷地内に面積 3.3 平方メートル、高さ 2.3 メートル以下で物置（鉄製）を設置する場合は、この限りではない。
- ② 建築物を専用住宅以外の用途に変更し使用することを禁止する。
- ③ 敷地境界に面する塀は、木柵、金網柵、パイプ柵又は生垣とする。
- ④ 協定区域内に屋外広告物を設置しないものとする。